令和8年度公立大学法人九州歯科大学における公的研究費の不正防止計画

令和8年4月1日

「九州歯科大学研究活動における不正防止等に関する規程」（以下、「不正防止規程」という。）第4条第1項に基づき設置した「不正防止計画推進室」において、不正を発生させる要因を把握し具体的な不正防止に対応するため「公的研究費の不正防止計画」を以下のとおり策定し、実施を推進する。

1　研究活動上の不正行為防止等に向けた具体的項目

（1）　公的研究費の不正使用を防止する環境の醸成

不正を発生させる要因	対応するための計画
本学が使用する研究費は公的資金であるという認識が希薄である。	・　研究費の適正な管理・運営のため、コンプライアンス研修を実施し、研究者、事務職員の意識の高揚を図り、行動規範の内容等の理解を深める。研修は本学構成員全員が受講できるようにし、研究費に携わる者については受講を必須とする。また、啓発活動を行い、本学全体の不正防止に向けた意識付けを行う。
公的研究費使用のルール及び公的研究費の事務処理手続きについて十分に理解していない。	・　研究者と事務局のコミュニケーションの強化を図り、研究者が事務局に相談しやすい環境を作ることにより研究費の管理・運営が円滑に行われるようにする。
取引業者と研究者間が必要以上に密接な関係を持ち、不正取引が生じる。	・　取引業者に対し、不正な取引に関与した場合の処分方針を周知し、本学事務局から発注する際に誓約書提出の有無を確認する。提出が確認されなければ発注を行わない取扱いとする。同様に公的研究費に携わる研究者及び事務職員からも、研究費不正を行わない旨の誓約書の提出を求める。誓約書の提出がなければ**研究費の執行資格を付与しないこととする。**

（2）　物品及び役務の検収・管理、物品の管理について

不正を発生させる要因	対応するための計画
研究費の適正な執行について第三者からのチェックが効くシステムとなっていない。	・　公的研究費において発注を行う際、発注単価5万円以上または発注総額50万円以上の物品並びに一回の業務単価が10万円以上の役務契約については、指定の発注書において事務局が発注を行う。公的研究費により発注されたものについては金額を問わず全て事務局が発注書の内容と納品物を突合した上で検収を行う。
換金性のある物品の管理を研究者に任せ、所在の確認ができていない。	・　10万円以上の物品については、本学物品管理規則に基づき適正な管理を行う。また、10万円未満の物品のうち、換金性の高い物品については「公立大学法人九州歯科大学における換金性の高い物品の管理方法に関する取扱要領」に基づき管理を行う。 ・　監査を利用して定期的に管理物品の所在の確認を行う。

(3)　旅費の支出について

不正を発生させる要因	対応するための計画
出張の事実確認等を行う手続きが十分でない。	・　出張者は、公的研究費による出張の際、出張の目的や成果等に関する書類や旅行報告書等を提出する。 ・　出張命令書に宿泊先及び用務先の記載を行い、追跡や確認ができるようにする。また、出張者は、航空機利用の際は領収書と搭乗証明書を、新幹線利用の場合は領収書を添付し、宿泊を伴う出張においては宿泊証明書を添付する。
旅費のルールについて研究者・事務職員に理解されていない。	・　事務職員や研究者等に対し、旅費のルール及び必要な書類の一覧などを周知する。

(4)　臨時職員(日々雇用者)の勤務実態の把握

不正を発生させる要因	対応するための計画
臨時職員の勤務状況確認等の雇用管理について研究者に一任しており、実態の確認ができない。	・　雇用の内容を把握するため、研究者からの依頼にもとづき、事務局が臨時職員と労働契約を締結する。その際、臨時職員に対してもルールを周知する。 ・　研究者は臨時職員ごとに毎月の勤怠確認書を作成し、署名押印の上、事務局に提出を行う。事務局は提出された勤怠確認書が労働契約と合致しているか確認を行う。 ・　事務局は、必要に応じ臨時職員に対しヒアリングを行うことで、実際の勤務状況を確認する。

(5)　計画的な経費執行について

不正を発生させる要因	対応するための計画
予算執行が適切に行われておらず、年度末に無理な予算執行を行う。	・　研究者は、経費の執行が年度末等に偏らないよう研究費の執行計画を立てる。 ・　事務局は、執行状況の把握に努め、執行の遅れている研究者に対し執行を促す。 ・　事務局は、繰越し制度の活用や執行残の返納が出来ることを周知し、年度末に無駄な経費執行を行わないようにする。

(6)　モニタリングの実施について

不正を発生させる要因	対応するための計画
不正発生の抑止力となるような実効性のある内部監査が行われない。	・　内部監査部門は、監事と意見交換を行い、その内容を踏まえた効果的な監査を実施する。

(7)　不正防止計画の見直し

不正を発生させる要因	対応するための計画
策定した不正防止計画の内容が実態に即していない。	・　文部科学省策定のガイドラインや、他の大学、研究機関等における対応等を参考にしつつ、適宜計画の見直しを行う。